この申請書は、第1の事業に該当する充電設備設置事業を対象にしています。なお、補助対象は 充電設備費と設置工事費(定額(上限有))となります。

第1の事業 申請用

## 次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金交付申請書(「道の駅」用)

一般社団法人次世代自							Han Mr. c	A the s re		平成	エのぼり	月	- I
私(申請者)は、次世代自す。	期里:	允電イン	ソフ整備	促進爭業	質	金父付先	規程第 b	余男 Ⅰ 歩	の規定に	<b>監つさ、以</b>	トの通り	申請い7	こしま
1. 申請者に関する事	項								共同申	申請がある場	름合は <b>√</b> し	してくださ	₹N° 🗌
(1)住 所	Ŧ					都道 府県							
(2)氏名又は名称	フリガナ	+											
(法人等の場合は、名称)													
(3)代表者名	フリガナ											印	
	役職: 代表者名								1,000	申請者印)			
(4) 申請者の区分													
	TEL						FAX						中連絡できる
( - )			_		_				-			類	<b>斉号を記入</b>
(5)連絡先等	所属(個人の場合は記入不要)							フリガナ 担当者名 (個人の場合は記入不要)					
2. リース契約に関す	る事	事項(申	■請者が	リース	<del></del> 会社で	ある。	場合に	記入)					
(1)使用・賃借者住所	₹					都道 府県							
	フリガナ	フリガナ											
(2) 使用・賃借者名													
(3) 代表者名 (個人の場合は記入不要)	フリガナ						ブナ						
	役職:						代表	代表者名					
	TEL I						FAX	FAX					-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1
								※日中連絡できる 番号を記入					
(4)連絡先等	所属(個人の場合は記入不要)						フリガナ 担当者名 (個人の場合は記入不要)						
	and the state of t												
3. 充電設備設置に関	する	る事項											
(1) 設置提訴	₹					都道 府県							
(1)設置場所 名称													
(2) 設置工事開始予定	日	平成	年	月	日	(4)	すべて	の支払完	三了予定日	平成	年	月	日
(3)設置工事完了予定	В	平成	年	月	В	(5)	入札.子	·定日(自	治体のみ)	平成	年	月	日
										1 77%	'		
4-1. 充電設備の利申請者 (リース会社の場合										ものに✔し	てくださ	(V)。)	1
	凌かさ	受ける提名	シにけ 次	##代白動:	宙を雷イ		【本関係は		2全交付担無	2 第 6 冬 第 9	項第五号	及び業務	実施細則別
表3による利益等排除が適			11014	匹   (口 報)	4.7.1电门	~ / / I	三川 凡之。	F 未 具 而 少	业人口观组	2 18 10 182	· MATE (7)	人 ( 米切)	<b>《</b> 》他《知识》
4-2. 充電設備設置	上工事	事の利益	2.等排除	に関す	る事項	〔(申記	清者が済	生人では	ある場合	に記入)			
申請者(リース会社の場合	は使り	用・賃借	渚)と工	事施工会	社との		係 (以 <b>全本関係</b> (		iするものに	こくしてく	ださい。	)	
※ 資本関係のある会社から				欠世代自動	カ車充電				助金交付規	程第6条第2	2 項第五号	号及び業績	务実施細則
別表3による利益等排除 * 一般社団法人次世代自動			-	センター」	という)	の氷出	l-代白動車	茶雷イン	フラ慗備侃	准事業費補同	助金け 糸	区洛産業領	<b>針が定めた</b>
次世代自動車充電インフ													3 N NC 49 TC
自治体ビジョンの要件	自治体の名称 自治体の担当者の所属・役職 自治体の						自治体の担	当者名		体ビジョン			
を満たしていることの									<ul><li>管理ナンバー</li><li></li></ul>				
確認欄(自治体のビジョン担当者に確認の	TEL				FAX				白治体かり	ら付与された	- 答	自治	
上、記入してくださ い。)	(	_	_	)	(	_	_	)		ーを必ずご記	已入		こって必要な場
		\		•				•				合があり	
$\langle$	捨印	)							セ	ンター			
	正に必要です。 (申講者印)							4	確認				

5. 手続代行者に関する事項(手続き代行を第三者に依頼する方のみ記入) 次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金交付規程第18条第1項に基づき、

	て工事が	を安託いたします。 他工会社に限ります。工事施工会社: 申請要件等を確認ください。	が複数い	いる場合には、申請	者の責任に	だおいて代表の一社	(申請者印)			
(1)手続代行者 住所	₹ [		都:							
(2)手続代行者 法人名等	フリガナ						印(手続代行者印)			
(3)手続代行者 連絡先等	TEL			FAX	フリガナ	※日中連絡できる 番号を記入				
	所属				担当者名	Š				
6. 充電設備の補助金	申請額				機械式駐	車場の場合は✔し	てください。			
(1)充電設備の種類		□ 急速□ 普通 メーカー名(			) 型式(		)			
(2)本体価格(工事費、消費税限	徐く)	ア. 円 ※千円未満は切り捨ててください。								
(3)補助定額(上限)額		イ. 円 ※手続の手引き又はセンターのHPにてご確認ください。								
(4)一基あたりの補助金	申請額	ウ. 円 ※イまたはウのいずれ安価な方をご記入ください。								
(5)設置の基数		エ. 基 ※設置予定の基数をご記入ください。								
(6)補助金申請額		オ. 円 <b>※</b> ウ×エ								
(1)充電設備の種類		□ <b>急速 普通</b> メーカー名( ) 型式( )								
(2)本体価格(工事費、消費税限	徐く)	ア. 円 ※千円未満は切り捨ててください。								
(3)補助定額(上限)額		イ. 円 ※手続の手引き又はセンターのHPにてご確認ください。								
(4)一基あたりの補助金申請額		ウ. 円 ※イまたはウのいずれ安価な方をご記入ください。								
(5)設置の基数		エ. 基 ※設置予定の基数をご記入ください。								
(6)補助金申請額		オ. 円 ※ウ×エ								
		充電設備補助金申			1 2011	円 四 4 元 4 元 1 万 元	※才の総計			
7. 充電設備設置工事	の補助		計合で記	載スペースが足りない	ときは、本	用紙をコヒーし追記	して提出願います。			
補助対象設置工事項		(a)申告額	(b	)補助金交付上	限額	(a)と(b)のいっ	げれか低い方			
	1	円	<b>%</b> 1				円			
(1)充電設備等設置工事費	2	円	<b>%</b> 1				円			
ļ	□ ③	円	3	¥2, 000,	000	円				
該当項目に✔してください。	□ ④	円	4	¥1,000,	000	Р				
(2)案内板設置工事費	□ ア.	円	ア.	¥250,	000		円			
該当項目に✔してください。	□ イ.	1.1	イ.	¥650,	000		1			
(3)付帯設備設置工事		円		¥900,	000		円			
①~⑥の合計値を記入してください (4)その他設置にかかる費			<b>※</b> 1							
①~⑥の合計値を記入してください	١,	円	<b>M</b> 1				円			
※1 「実施細則・別表1-2」事 参照の上ご記入ください。	業毎の設	置工事に係る補助金交付上限額を		設置工事補助金申 (千円未満は切り捨		+.	円			

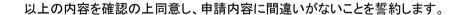
8. 充電設備設置に係る補助金申請額(合計)

円 充電設備設置に係る補助金申請額(合計) **※**カ+キ



## 10. 申請要件等の確認

- ① 充電設備を設置する土地の使用権限を有しています。
- ② 私は反社会勢力の団体に属していません。
- ③ 手続き代行を依頼する場合、手続代行者による不正行為等については、申請者が全ての責任を負うことを了承します。
- ④ ビジョンに示された要件を満たすことを、設置場所を管轄する自治体に確認しました。
- (5) 申請充電設備に対して、本補助金以外に国からの補助金を申請又は受領していません。
- ⑥ 新規に購入する充電設備(中古は除く。)の設置について申請します。
- (7) 申請時において、充電設備の設置工事を開始していません。
- ⑧ 充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあります。
- ⑨ 充電設備の利用を他のサービスの利用又は物品の購入を条件としません。
- ⑩ 充電設備の利用者を限定しません。
- ① 充電場所を示す案内看板を設置します。
- ② 申請者がリース会社である場合は、月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり分を反映させます。
- ③ センターから求められた場合は、国・センター等への充電器の利用状況等に関するデータの提供を了承します。
- ④ 充電設備の設置場所等に関する情報の一般への提供について了承します。
- ⑤ 本申請書等によりセンターが入手する個人情報は、申請者への問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び振込、財産処分制限に係る調査、本申請に係るビジョンに示された要件を満たしていることの確認を行った自治体等への情報提供等、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。(※)





※センターの個人情報保護方針については、センターHP(http://www.cev-pc.or.jp/privacy.html)に記載されております。